１　平日の自主返納(申請取消し)及び運転経歴証明書の申請

身体機能の低下等の理由により、運転免許を返納したい方は、ご本人の申請により運転免許を取消しすることができます。

申請できる方	○　有効期間が残っている運転免許証をお持ちの方 ○　有効期限が過ぎている（失効）方は、失効後５年以内に限り運転経歴証明書の交付申請ができます。 ○　運転免許証の住所地が福島県以外の方は、福島県内に住所変更と同時に申請ができます。
申請場所	○　福島・郡山運転免許センター ○　福島県内の警察署及び分庁舎
申請時間等	○　毎週月曜日から金曜日 (祝日及び12/29から翌年1/3を除く) ○　午前９時～午後０時 午後１時～午後４時 ※　申請書類を作成していただきますので、時間に余裕をもって来庁してください。 ※　各運転免許センターの免許更新受付時間帯 午前９時～午前９時40分 午後１時～午後１時40分 は大変混雑し、手続きに時間がかかりますのでご了承ください。
必要書類	○　運転免許証 ○　運転経歴証明書を希望される方は、福島県収入証紙（1,100円分）が必要です。 ○　運転免許証を紛失した方 ・写真１枚(縦３㎝×横2.4㎝、無帽、無背景、正面上三分身、撮影後６か月以内のもの) ・身分を確認できるもの 例　住民票、健康保険証、個人番号カード等 ※　通知カードは不可
その他	○　全ての免許を取消される方は、申請当日から自動車等の運転はできませんので、当日は公共機関又は家族等による送迎により来庁してください。 ○　運転免許の一部について取消される方は、交付手数料等が必要になることもあります。 ○　次の方は手続きできません。 ・免許停止中の方又は免許停止の基準に該当している方 ・その他手続きできない基準に該当する方 詳しくは福島・郡山運転免許センター及び警察署、分庁舎へお問い合わせください。